

福井県報

第 2849 号
平成 29 年
8 月 8 日 (火)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

の一部を改正する告示(五八)……………九

告示

(※は、県例規集登載事項)

- 道路の位置の指定(三四四・三国土木事務所)……………一
- 公有水面の埋立ての免許の出願(三四五・港湾空港課)……………一
- 公有水面の埋立ての承認の出願(三四六・同)……………二

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(県立病院)……………三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(公営企業経営課)……………五
- 土地改良区の役員の退任(福井農林総合事務所)……………六
- 土地改良区の役員の就任(同)……………七
- 土地改良区の役員の退任(二件・奥越農林総合事務所)……………七
- 土地改良区の役員の就任(二件・同)……………七

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出(五四)……………七
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出(五五)……………八
- 政治団体の解散の届出(五六)……………九
- 資金管理団体の指定の届出(五七)……………九

※最高裁判所裁判官国民審査事務規程

告示

福井県告示第344号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年8月8日

福井県三国土木事務所長 竹内 一介

- 1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名

坂井市春江町田端2字34番地

北陸精染株式会社

代表取締役 田中政一

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
坂井市春江町田端1字千丸10番2の一部、2字神田34番2、3字北の川3番4、15番の一部、16番の一部	4.00	309.50

福井県告示第345号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により、その事件の要領を次のとおり告示する。

なお、当該出願の内容を記載した書面および関係図書は、この告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成29年8月8日

敦賀港湾管理者の長

福井県知事 西川 一誠

1 出願人の住所および名称ならびに代表者の住所および氏名

福井市大手3丁目17番1号

福井県

福井市大手3丁目17番1号

福井県知事 西川 一誠

2 埋立区域

(1) 位置 福井県敦賀市金ヶ崎町50番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点と②の地点を結ぶ平成20年8月11日付け福井県指令港第491号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線 (D. L. + 0.19m < D. L. + 0.29m > により決定)、②の地点から④の地点までを順次直線で結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ平成27年11月24日付け福井県指令港空第670号で免許された埋立地と公有水面との境界線 (D. L. + 0.40m < D. L. + 0.50m > により決定) により囲まれた区域。(< > 内の値は、敦賀港工事前の値。)

①の地点 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台 (北緯35度39分51.4秒、東経136度03分29.1秒) から67度19分42秒 85

②の地点 ①の地点から359度53分09秒 87.29メートルの地点

③の地点 ②の地点から90度00分00秒 154.04メートルの地点

④の地点 ③の地点から180度00分00秒 87.29メートルの地点

(3) 面積 13,438.43平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

福井県敦賀市金ヶ崎町50番及び52番の地内並びに同町50番、52番及び55番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次結んだ線及び⑦の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区域。

⑦の地点 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台 (北緯35度39分51.4秒、東経136度03分29.1秒) から67度07分33秒 83

⑧の地点 ⑦の地点から0度00分00秒 110.14メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から90度00分00秒 140.00メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から0度00分00秒 69.50メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から90度00分00秒 197.50メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から180度00分00秒 179.64メートルの地点

(3) 面積

50,899.18平方メートル

4 埋立地の用途 ぶ頭用地

5 設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

D. L. + 2.60メートル ~ D. L. + 2.90メートル

(2) 護岸、堤防、岸壁、その他これらに類する工作物の種類及び構造

名称 仮縮切護岸

種類 護岸

構造 捨石式傾斜堤

6 埋立てに関する工事の施行に要する期間

着手 免許の日より2年2月以内

竣功 着手の日より2年4月以内

7 出願の日

平成29年7月24日

8 縦覧に供する場所

福井県嶺南振興局敦賀港湾事務所

福井県告示第346号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第42条第1項の規定に基づき、公有水面埋立ての承認の出願があつたので、同条第3項において準用する同法第3条第1項の規定により、その事件の要領を次のとおり告示する。

なお、当該出願の内容を記載した書面および関係図書は、この告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成29年8月8日

敦賀港港湾管理者の長

福井県知事 西川 一誠

1 出願人の住所および名称ならびに代表者の住所および氏名

新潟県新潟市中央区美咲町一丁目1番1号

新潟県新潟市中央区美咲町一丁目1番1号

国土交通省北陸地方整備局

新潟県新潟市中央区美咲町一丁目1番1号

国土交通省北陸地方整備局長 小俣 篤

2 埋立区域

(1) 位置 福井県敦賀市金ヶ崎町50番及び52番の地先公有水面

(2) 区域 次の各地点のうち、①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結ぶ平成20年5月19日付け国北整備管第25号で竣功通知された埋立地と公有水面との境界線 (D. L. + 0.19m < D. L. + 0.29m > により決定) により囲まれた区域。(< > 内の値は、敦賀港工事前の値。)

①の地点 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台 (北緯35度39分51.4秒、東経136度03分29.1秒) から61度38分22秒 89

②の地点 ①の地点から90度00分00秒 180.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から180度00分00秒 0.50メートルの地点

④の地点 ③の地点から270度00分00秒 26.50メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から180度00分00秒 7.10メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から270度00分00秒 154.19メートルの地点

(3) 面積

1,181.88平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置
福井県敦賀市金ヶ崎町50番及び52番の地内並びに同町50番、52番及び55番の地先公有水面
- (2) 区域
次の各地点を順次に結んだ線及び⑦の地点と⑧の地点とを結んだ線により囲まれた区域。
⑦の地点 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台(北緯35度39分51.4秒、東経136度03分29.1秒)から59度19分18秒 857.12メートルの地点
⑧の地点 ⑦の地点から0度00分00秒 250.00メートルの地点
⑨の地点 ⑧の地点から90度00分00秒 380.00メートルの地点
⑩の地点 ⑨の地点から180度00分00秒 370.00メートルの地点
⑪の地点 ⑩の地点から270度00分00秒 390.00メートルの地点
⑫の地点 ⑪の地点から0度00分00秒 120.00メートルの地点
(3) 面積
141,800.00平方メートル
4 埋立地の用途
ふ頭用地
5 設計の概要
(1) 埋立地の地盤の高さ
D. L. +2.52m～D. L. +2.60m

(2) 護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の種類及び構造

- 名称 岸壁(ー14m) (取付含)
- 種類 岸壁
- 構造 (基礎工) サンドコンパクションパイル、捨石
(本体工) 直立消波ケーソン
(上部工) コンクリート
＜天端高＞D. L. +2.40m
- 名称 側面護岸
- 種類 護岸
- 構造 (本体工) 捨石(岸壁取付裏込石)
- (上部工) コンクリート
＜天端高＞D. L. +2.53m
～D. L. +2.60m
- 名称 法止堤
- 種類 堤防
- 構造 (基礎工) サンドコンパクションパイル、捨石
(本体工) 直立消波ケーソン
(上部工) コンクリート
＜天端高＞D. L. +2.40m
- 6 埋立てに関する工事の施行に要する期間
4年6月
- 7 出願の日
平成29年7月24日
- 8 縦覧に供する場所
福井県嶺南振興局敦賀港湾事務所

コ 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第

4条の規定により、次のとおり公告する。

- 平成29年8月8日
福井県立病院長 橋爪 泰夫
- 1 一般競争入札に付する事項
(1) 調達(購入)をする物品(以下「調達物品」という。)の名称
重油(「JIS規格1種1号」)
(2) 調達物品の調達予定数
1,600キロリットル
(3) 調達物品の仕様および納入方法等
重油発注仕様書による。
- (4) 納入期間
平成29年10月1日(日)から平成30年3月31日(土)まで
- (5) 納入場所
福井県福井市四ツ井2丁目8-1
福井県立病院
- 2 入札に参加する者に必要な資格
この入札に参加することができる者は、特定調達契約(政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札参加資格(以下「資格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) この入札に係る調達物品を納入する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ない者であること。

- ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 電子入札の実施
入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子計算処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。
なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用し入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができ

ない者は、入札手続に支障がない場合に限
り、契約担当者の承認を得て、紙による入
札参加資格確認申請書または入札書の提出
を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を
示す場所およびこの入札に関する問合せ
先

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院経営管理課利用環境サー
ビス室

電話

0776-57-2941

(2) 入札説明書等の交付期間

平成29年8月8日(火)から平成2
9年8月22日(火)まで(福井県の休
日を定める条例(平成元年福井県条例第
2号)第1条に規定する県の休日(以下
「休日」という。)を除く。)の9時か
ら17時まで

(3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行
うほか、福井県物品等入札情報サービ
システムで公開する。

資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請
書(電子入札システムによる様式。なお、
契約担当者の承認を得て、紙による申請書
または入札書の提出を行う者(以下「紙入
札者」という。)にあつては、入札説明書
別紙様式1)に、必要書類を添えて次のと
おり提出し、この入札に係る業務に関し福
井県の技術的審査を受け、資格の確認を受
けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

平成29年8月8日(火)から平成2
9年8月22日(火)まで(休日を除く
。)の9時から17時まで

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する
。

なお、資料の提出を有効に行うために
は、申請書の情報が、提出期間中に、契
約担当者が本件入札に使用する電子計算
機に備え付けられたフアイルに記録され
なければならない。

申請書の提出に使用するＩＣカードは
、電子署名及び認証業務に関する法律(

平成12年法律第102号)に基づき主
務大臣の認定を受けた特定認証業務を行
う者が発行したもので、かつ福井県物品
等競争入札参加資格者名簿に登録された
代表者の名義で取得し、そのＩＣカード
情報を福井県の電子入札システムに利用
者登録したものである。

(3) 紙入札者に係る申請書等の提出先およ
び提出方法

提出先

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院経営管理課利用環境サ
ービス室

提出方法

持参または郵送すること。(郵送す
る場合は簡易書留郵便とする。)

入札書の提出方法、提出期間および開札
日時

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

平成29年9月21日(木)9時から
平成29年9月22日(金)16時まで

(3) 開札日時

平成29年9月25日(月)9時

(4) 紙入札者に係る入札書の提出先および

提出方法

5(3)と同様とする。

入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記
載された金額に、当該金額の100分の8
に相当する額を加算した金額(加算後の金
額に1円未満の端数金額があるときは、そ
の端数金額を切り捨てた金額)をもって落
札金額とするので、入札参加者は、消費税
および地方消費税に係る課税事業者である
か免税事業者であるかを問わず、見積もつ
た契約希望金額の108分の100に相当
する金額を入札書に記載すること。

落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制
限の範囲内で最低の価格をもって有効な入
札を行った者を落札者とする。

契約に関する事務を担当する部局の名称
および所在地

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8-1

福井県立病院経営管理課利用環境サービ
ス室

電話

0776-57-2941

その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約
に関する手続において使用する言語およ
び通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県病院事業財務規則(昭和39年
福井県規則第13号)第75条において
準用する福井県財務規則(昭和39年福
井県規則第11号)の規定による。

入札の無効

福井県病院事業財務規則第75条にお
いて準用する福井県財務規則第151条

の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場
合の措置

受注者は、福井県暴力団排除条例(

平成22年福井県条例第31号)第5
条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴
力団員または暴力団もしくは暴力団員
と密接な関係を有する者による不当介
入を受けたときは、速やかに所轄の警
察署に届出を行うとともに、捜査上必
要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは
その旨を速やかに発注者に報告するこ
と。

なお、上記アの届出を怠ったときは
、物品購入等の契約に係る指名停止措
置要領の規定に基づき、指名停止等の
措置を講じることがあるので注意する
こと。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入
札に関し必要な事項は、入札説明書等に
よる。

(7) 入札参加資格審査を申請する時期と場
所

申請者の受付時期

休日を除き、随時申請を受け付ける
。

申請書の交付場所および提出場所な
らびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課総務事務第三
グループ

電話

0776-20-0253

11 Summary

<p>(1) Name of products to be purchased Fuel Oil JIS Class 1 No.1</p> <p>(2) Quantity of the products to be purchased 1,600Kl.</p> <p>(3) Delivery Period From October 1, 2017 through March 31, 2018</p> <p>(4) Delivery Place 2-8-1 Yotsui, Fukui - City, Fukui -Prefecture</p> <p>(5) Date, Time of Bidding 9:00AM 25th September 2017</p> <p>(6) Contact point for the notice Business Management Division, Fukui Prefectural Hospital, 2-8-1 Yotsui, Fukui - City, Fukui-Prefecture, 910 - 8526 Japan. TEL 0776 - 57 - 2941</p>	<p>政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成29年8月8日 福井県知事 西川 一誠</p> <p>1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称 A重油（JIS規格重油1種1号） (2) 調達物品の調達予定数量 430キロリットル (3) 調達物品の仕様 入札説明書および発注仕様書（以下「</p>
<p>入札説明書等」という。）による。</p> <p>(4) 調達物品の納入に係る期間および日時 平成29年10月1日(日)から平成30年3月31日(土)までの間において別に指定する日時</p> <p>(5) 納入場所 福井県坂井市三国町米納津49-100-6 テクノポート福井浄化センター</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。</p> <p>(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(3) 調達物品を安定して納入できることを証明した書類を全て提出した者であること。</p> <p>(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。 ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p>	<p>である者</p> <p>イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者</p> <p>ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者</p> <p>エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは間接的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者</p> <p>オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>3 電子入札の実施 この入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができな</p>
<p>イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者</p> <p>ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者</p> <p>エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは間接的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者</p> <p>オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>3 電子入札の実施 この入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができる。</p> <p>4 入札参加資格の確認に関する事項 この入札に参加しようとする者は、申請書に必要と認められる書類（以下「資料」という。）を添えて次のとおり提出し、こ</p>	<p>の入札に係る業務に関して県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。</p> <p>(1) 提出期間 平成29年8月8日(火)から平成29年8月21日(月)まで（福井県の休日を含め、平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 申請書等の提出方法 電子入札システムを使用して送信する。</p> <p>なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。</p> <p>申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。</p> <p>ただし、紙入札の承認を受けるものは、入札説明書の別紙4を資料と共に契約担当者へ持参、もしくは必ず配達記録が残る方法にて郵送（民間事業者含む。）すること。</p> <p>(3) 提出場所 〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 福井県産業労働部公営企業経営課</p> <p>5 入札説明書等の交付等に関する事項 (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を</p>

示す場所、契約に関する事務を担当する
 部局の名称および所在地ならびにこの入
 札に関する問合せ先
 〒910-8580
 福井県福井市大手3丁目17-1
 福井県産業労働部公営企業経営課
 電話 0776-20-0535

(2) 入札説明書の交付
 福井県物品等入札情報サービスシステ
 ムに添付される電子データを参照するこ
 と。

6 入札書の提出方法、提出期間および入札
 日時等
 (1) 入札書の提出方法
 入札書は、電子入札システムを使用し
 て送信する。(紙入札によりこの入札に
 参加しようとする場合を除く。)
 (提出期間)
 平成29年9月21日(木)
 午前8時30分から午後5時まで
 平成29年9月22日(金)
 午前8時30分から午後4時まで

(2) 紙入札により入札書の提出を希望する
 場合の提出期限等
 ア 提出期限
 6(1)と同様とする。
 イ 提出方法
 持参または郵送すること。(郵送す
 る場合は簡易書留郵便とする。)
 ウ 提出場所
 〒910-8580
 福井県福井市大手3丁目17-1
 福井県産業労働部公営企業経営課

(3) 開札の日時および場所
 ア 日時
 平成29年9月25日(月) 午前1
 0時

イ 場所
 福井県福井市大手3丁目17-1
 福井県庁10階1005会議室

7 入札の方法
 落札者の決定に当たっては、入札書に記
 載された金額に、当該金額の100分の8
 に相当する額を加算した金額をもって落札
 金額とするので、入札参加者は、消費税お
 よび地方消費税に係る課税事業者であるか
 免税事業者であるかを問わず、見積もった
 契約希望金額の108分の100に相当す
 る金額を入札書に記載すること。
 なお、入札書に記載する金額は、調達物
 品1ロットル当たりの価格とすること。

8 落札者の決定に関する事項
 この入札に係る調達物品の予定価格の制
 限の範囲内で最低の価格をもって有効な入
 札を行った者を落札者とする。

9 その他
 (1) この入札に係る一連の手続および契約
 に関する手続において使用する言語およ
 び通貨
 日本語および日本国通貨とする。
 (2) 入札保証金および契約保証金
 福井県財務規則(昭和39年福井県規
 則第11号)の規定による。
 (3) 入札の無効
 福井県財務規則第151条の規定によ
 る。
 (4) 契約書作成の要否
 要
 (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場
 合の措置
 ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平
 成22年福井県条例第31号)第5
 条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴
 力団員または暴力団もしくは暴力団員

と密接な関係を有する者による不当介
 入を受けたときは、速やかに所轄の警
 察署に届出を行うとともに、捜査上必
 要な協力を行うこと。
 イ アにより、警察署に届け出たときは
 、その旨を速やかに発注者に報告する
 こと。
 なお、上記アの届出を怠ったときは
 、物品購入等の契約に係る指名停止措
 置要領の規定に基づき、指名停止等の
 措置を講じることがあるので注意する
 こと。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申
 請する時期と場所
 ア 申請者の受付時期
 福井県の休日を含め定める条例第1条第
 1項各号に掲げる日を除き、随時申請
 を受け付ける。
 イ 申請書の交付場所および提出場所な
 らびに申請に関する問合せ先
 〒910-8580
 福井県福井市大手3丁目17-1
 福井県会計局会計課総務事務第三ゾ
 ーン
 ループ
 電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入
 札に関し必要な事項は、入札説明書等に
 よる。

10 Summary
 (1) Name of products to be purchased
 Fuel Oil JIS Class 1 No.1
 (2) Quantity of the products to be
 purchased
 430Kl
 (3) Delivery Period
 From October 1,2017 through
 March 31,2018

(4) Delivery Place
 49-100-6 Yonozu,Mikuni Town,Sakai
 City,Fukui Prefecture
 Technoport Fukui Joka
 (Waste-Water Purification) Center

(5) Date and Place for Bidding and
 Bidding Outcome
 Date:10:00am,September 25,2017
 Place:Fukui Prefectural Government
 Office 1005 Conference Room (10F) ,
 3-17-1 Ote,Fukui City,Fukui Prefecture

(6) Contact point for the notice
 Public Enterprises Management
 Division, Department of Industry and
 Labor, Fukui Prefecture,3-17-1
 Ote,Fukui City,Fukui Prefecture 910-
 8580 Japan
 Tel 0776-20-0535

福井川合鷲塚土地改良区から、土地改良法
 (昭和24年法律第195号)第18条第1
 6項の規定により、次の者が平成29年4月
 24日に役員を退任した旨の届出があったの
 で、同条第17項の規定により公告する。
 平成29年8月8日
 福井県知事 西川 一誠

役員名	氏名	住居住所
理事	加藤 喜久	福井市川合鷲塚36-56
〃	小倉 英二	〃 14-59
〃	藤田 貞武	〃 13-32
〃	加藤 功治	〃 16-48
〃	加藤 進一	〃 15-48
〃	加藤 正明	〃 32-57
〃	吉田 良一	〃 31-36
〃	加藤 辰夫	〃 36-10
〃	木村 龍一	〃 35-73
〃	加藤 昭雄	〃 35-13-1

〃 加藤 久明男 〃 32-19
 〃 小林 由紀夫 〃 35-64
 〃 藤田 良一 〃 13-90
 〃 戸川 重男 〃 13-100
 〃 加藤 慎一 〃 15-38
 監事 小林 富士夫 〃 35-67
 〃 加藤 信雄 〃 15-54

福井川合警塚土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成29年4月25日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。
 平成29年8月8日

福井県知事 西川 一誠
 役員名 氏名 住所
 理事 藤田 良一 福井市川合警塚13-90
 〃 加藤 正明 〃 32-57
 〃 加藤 昭雄 〃 35-13-1
 〃 小林 富士夫 〃 35-67
 〃 加藤 久明男 〃 32-19
 〃 戸川 重男 〃 13-100
 〃 加藤 慎一 〃 15-38
 〃 小倉 崇文 〃 13-80
 監事 加藤 辰夫 〃 36-10
 〃 加藤 一洋 〃 15-48

真名川土地改良区連合から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成29年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。
 平成29年8月8日

福井県知事 西川 一誠
 役員名 氏名 住所
 理事 松田 惣一 大野市菫池27-3
 監事 植田 潤一 〃 吉12-9

明後土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成29年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。
 平成29年8月8日

福井県知事 西川 一誠
 役員名 氏名 住所
 理事 松田 惣一 大野市菫池27-3
 〃 宮前伊一郎 〃 中保24-11
 〃 齊藤 康文 〃 灰江23-9
 〃 山本 亨二 〃 菫池12-17
 〃 廣田 幸一 〃 吉6-16
 〃 澤田 源有 〃 東中町1314
 〃 畑中 清治 〃 中保3-909
 〃 五井 純夫 〃 吉13-12
 〃 山口 眞 〃 堂本13-1-6
 監事 植田 潤一 〃 吉12-9
 〃 阿古 浩昭 〃 中保23-18-5

真名川土地改良区連合から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成29年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。
 平成29年8月8日

福井県知事 西川 一誠
 役員名 氏名 住所
 理事 齊藤 康文 大野市灰江23-9
 監事 山本 美由紀 〃 菫池20-24-2

明後土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成29年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成29年8月8日
 福井県知事 西川 一誠
 役員名 氏名 住所
 理事 齊藤 康文 大野市灰江23-9
 〃 山本 亨二 〃 菫池12-17
 〃 米津 源一 〃 堂本11-7
 〃 松本 聡一 〃 菫池12-35
 〃 加藤 一夫 〃 中保7-17
 〃 佐々木不二夫 〃 中保8-11
 〃 乾 祐樹 〃 吉12-35
 〃 筒井 勝浩 〃 有明17-13
 〃 乾 隆太郎 〃 吉14-4
 監事 山本 美由紀 〃 菫池20-24-2
 〃 橋本 喜孝 〃 灰江18-19

福井県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。
 平成29年8月8日

福井県選挙管理委員会
 委員長 金井 亨

（政党の支部）
 （1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の名	主たる事務所の所在地
平成29年6月29日	自由民主党福井県福井市第6支部	清水 智信	吉田 純也	福井市高柳3-2801

(その他の政治団体)
(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
平成29年7月7日	福井未来創造会議	田中 敏幸	川上 広志	鯖江市西袋町7-6

福井県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年8月8日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
平成29年5月20日	福井県柔道整復師連盟	宮下 治由	代表者 会計責任者	宮下 治由 堂前 泰彦	砂子 隆一 水野 勝夫
平成29年5月27日	鯖江市医師連盟	清水 元博	会計責任者	齋藤 道夫	嶋田 隆夫
平成29年6月22日	自由民主党福井県 遺族会支部	川崎 善雄	代表者	川崎 善雄	久谷 清邦
			会計責任者	和田 昭十四	川崎 善雄
平成29年6月22日	日本遺族政治連盟 福井県支部	川崎 善雄	代表者	川崎 善雄	久谷 清邦
			会計責任者	和田 昭十四	川崎 善雄
平成29年7月1日	ほりたあけみ後援会	堀田 あけみ	主たる事務所の所在地	あわらし市春宮2-13-12	あわらし市春宮3-8-28

福井県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年8月8日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
平成29年7月1日	福岡宏明後援会	三田村 博

福井県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年8月8日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

指定年月日	資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	届出をした者に係る公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地
平成29年7月1日	田中 敏幸	福井県議会議員	福井未来創造会議	鯖江市西袋町7-6

福井県選挙管理委員会告示第五十八号

最高裁判所裁判官国民審査事務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年八月八日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

最高裁判所裁判官国民審査事務規程の一部を改正する告示

最高裁判所裁判官国民審査事務規程（昭和

二十九年福井県選挙管理委員会告示第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の二」を「第五条の三」に改める。

第二章中第五条の次に次の二条を加える。

（裁判官が退官等した場合における揭示）

第五条の二 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号。以下「法」という。）第十四条の二第三項の規定による揭示は、別記第二号様式の一によりするものとする。

（裁判官の氏名に変更が生じた場合における揭示）

第五条の三 法第十四条の二第四項の規定において準用する同条第三項の規定による揭示は、別記第二号様式の二によりするものとする。

第十三条中「最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）」を「法」に改める。

第一号様式の次に次の二様式を加える。

備考 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違ふことのないように行うこと。

市 (町) 選挙管理委員会

年 月 日

には何も書かないでください。

項) に規定する場合に該当し、審査に付されないこととなったため、○○○○の上の×を書き欄

された○○○は、最高裁判所裁判官国民審査法第五條第三項(第五條第五項)(第五條の三第一

最高裁判所裁判官国民審査において、投票用紙に審査に付される裁判官としての氏名が印刷

注 意

備考 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違ふことのないように行うこと。

市 (町) 選挙管理委員会

年 月 日

れています。

日その氏名に変更が生じました。投票用紙には、変更前の氏名である××××として印刷さ

最高裁判所裁判官国民審査において、審査に付される裁判官○○○は、

年 月

注 意

第四号様式(その五)を次のように改める。

管理 開 票 者	立 会 人	無 効	一 所定の用紙を用いないもの 票	二 ×の記号以外の事項を記載したもの 票	三 審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が一人の場合、×の記号を自ら記載したものでないもの(審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が二人以上の場合、そのすべてについて記載を無効とされ 票 たもの)	合計 票	何開票所 第 号
			備考 この用紙は、点字投票以外の無効投票に使用すること。				

(その五)

第四号様式(その六)を次のように改める。

管理 開 票 者	立 会 人	無 効 (点字投票)	一 所定の用紙を用いないもの 票	二 審査に付される裁判官の氏名のほか、他事を記載したもの 票	三 審査に付される裁判官の氏名以外の事項のみを記載したもの 票	四 審査に付される裁判官が一人の場合、その者の氏名を自書しないもの(審査に付される裁判官が二人以上の場合、そのすべてについて記載を無効とされたもの) 票	五 審査に付される裁判官が一人の場合、審査に付される裁判官の何人を記載したかを確認し難いもの(審査に付される裁判官が二人以上の場合、そのすべてについて記載を無効とされたもの) 票	合計 票	何開票所 第 号
			備考 この用紙は、点字投票の無効投票に使用すること。						

(その六)

附則
この告示は、平成二十九年八月八日から施行する。

平成二十九年八月八日印
平成二十九年八月八日発

刷行

発行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一
福井県福井市手寄一丁目十五―二十七

福井県
株式会社竹下印刷所

☎ 三三三二番